

## 平成20年度「美郷町スポーツ少年団単位団」の団員を募集しています

美郷町スポーツ少年団では、平成20年度の各単位団の団員を募集しています。

### 小学生の方

町内の小学生には募集要項を配布していますので、加入を希望する児童は加入申込書を3月5日(水)まで学級担任に提出してください。

### 中学生の方


町内の中学生は各学校の職員室に募集要項がありますので、加入を希望する生徒は職員室から募集要項及び加入申込書をもらい、加入申込書を3月5日(水)まで学級担任に提出してください。

### 高校生の方

高校生で加入したい方は、スポーツ少年団事務局にお問い合わせください。

なお、3月5日以降も随時募集しておりますが、その場合、加入申込書はスポーツ少年団事務局に直接提出することになります。

各単位団について詳しく知りたい方は、募集要項に記載されている問い合わせ先におたずねください。  
※平成19年度に加入されている方も、平成20年度のお申し込みが必要ですのでご注意ください。

 美郷町スポーツ少年団 事務局(トレーニングセンターろくごう内) ☎0187(84)0033

## 「大仙美郷クリーンセンター」のごみ処理場使用料が変わります

ごみの減量を目的として、4月から大仙美郷クリーンセンターのごみ処理場使用料が次のとおり変わります。

### 使用料(消費税込み)

#### 事業系ごみ


10kgにつき90円

#### 家庭系ごみ

10kgにつき65円

### 変更点

- ①計量単位が、100kgから10kgに変更になります。  
(10kg未満のごみは10kgとして計算されます)
- ②ごみの分別と資源化のため、家庭系資源ごみだけの搬入は無料となります。
- ③直接搬入する場合は、透明または半透明のごみ袋を使用してください。

 大仙美郷クリーンセンターごみ処理場 ☎0187(62)1749

## ～介護保険事務所からのお知らせ～


### 介護保険の支給対象となる住宅改修をするとき…

要介護および要支援認定を受けている方が、手すりの取付けなど介護保険の支給対象となる住宅改修を行う場合、改修工事費をいったん工事業者に支払った後、その9割が後日介護保険から給付されます(償還払い)。支給上限額は18万円までで、事前に申請することが必要です。

また、平成20年4月からは償還払いに加えて、工事業者と被保険者が契約することで、被保険者が9割分の費用を負担せず、介護保険事務所が直接工事業者に代金を支払うことが可能となります(受領委任)。受領委任により給付を受ける場合は、あらかじめ工事業者が介護保険事務所へ届出をする必要があります。申請前に工事業者にご確認ください。

#### 住宅改修工事業者の方へ

住宅改修費の受領委任による支払いを受けるためには、介護保険事務所へ届出が必要です。届出をする場合は、直接介護保険事務所までご連絡ください。

 介護保険事務所 保険指導班 ☎0187(86)3911  
大仙市高梨字田茂木10番地(大仙市役所仙北庁舎内3階)

# つけましたか？ 住宅用火災警報器！

秋田県内では、今年に入ってから火災による死者が2月19日現在で11人、前年の同時期と比べて倍のペースで犠牲者がでています。あなたの大切なご家族の命を守るため、**住宅用火災警報器**の早期設置と、火災を出さないための防火チェックを行いましょう。

消防法が改正され、火災の早期発見に有効な**住宅用火災警報器**の設置が新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅には平成23年6月1日から義務づけられます。



火災の熱より早く広がる煙を感知し鳴動するものです。寝室、階段、居間等に設置します。



一定の温度(熱)を感じ鳴動するものです。煙が滞留しやすい台所に設置します。



国が定めた基準に適合していることを鑑定し、合格した「NSマーク」入りのものを購入の目安にしてください。



● 取り付けが義務づけられている所  
○ 取り付けをお勧めする所

住宅用火災警報器と消火器を備えていれば火災をいち早く発見し、初期消火を行い、被害を最小限に抑えることが可能ですが、気づいた時点で有効な初期消火が行えるかどうかを見極めることが肝心です。

無理して消火すると逃げ遅れて生命に危険が及ぶ事態ともなりかねません。炎が大きくなって無理をせず、すぐに屋外へ避難し大声で「火事だ！」と叫んで助けを求め、消防へ通報を依頼しましょう。

住宅用火災警報器に関するお問い合わせは、消防本部(☎0187-63-0316)または最寄りの消防署、消防分署へお電話ください。

また、設置場所などの詳しい情報は、大曲仙北広域市町村圏組合のホームページ(<http://www.os-kouiki.org/>)にも掲載しています。

## 平成20年度から、後三年更生園が「後三年鴻声の里」として社会福祉法人水交会の運営に移行します

### 法人化への経緯と必要性

後三年更生園は、大曲仙北広域市町村圏組合が昭和50年に知的障害者入所更生施設として設立し、現在まで公立の施設として運営されてきました。しかしながら、福祉を取り巻く環境は障害者自立支援法の施行などにより、大きく変化し今後も不透明な状況です。このことから、今後限られた財源を民間の主体的で自由かつ柔軟な発想により、障害者に優しいサービスを最大限提供することができるよう組織が必要との認識から、同園の法人化を進めることとなりました。

### 法人化のメリット

法人化により、多様化する障害者のニーズや福祉環境の変化に迅速に対応できるなどサービスの向上が図られます。また、その他組織のスリム化により、経費の削減も期待できます。

### 新規法人の概要

引き受け法人は、公益性の高い非営利法人で、補助金の交付や税制面での優遇措置があり、役員についても一定の要件が定められている社会福祉法人としました。この法人の設立は、組合が先導的に準備・推進することとして、昨年7月に設立準備会を立ち上げ、4月の法人設立に向け昨年10月に県に關係書類を提出しております。

### 概要

名称	社会福祉法人 <small>すいこうかい</small> 水交会
施設名	<small>ごさんねんこうせい</small> 後三年鴻声の里 (現後三年更生園)
所在地	美郷町飯詰字東西法寺148番地
入所定員	60人
役員定数	理事6人、監事2人
評議員	設置予定

### 【今後の広域組合との関わり】

広域組合では、施設の無償譲渡、土地の無償貸付けを行うほか、経営基盤が安定するまでの一定期間所要の財政支援を行うことにより、安心して施設を利用できるようにします。また、組合の職員を法人に派遣し、施設で働く職員構成の変化を最小限に抑えるなど、利用者・保護者の不安をできるだけ少なくする予定です。なお、現在の施設は築後33年が経過し老朽化が進んでおり、組合で改築計画を進めておりましたが、今回設立の法人はその計画を引き継ぎ、早い段階で新施設の建設を実施する予定です。また、同じ組合立で兄弟施設の角間川更生園についても将来的には今回設立の法人において一括運営する計画です。

☎0187(83)2035  
後三年更生園